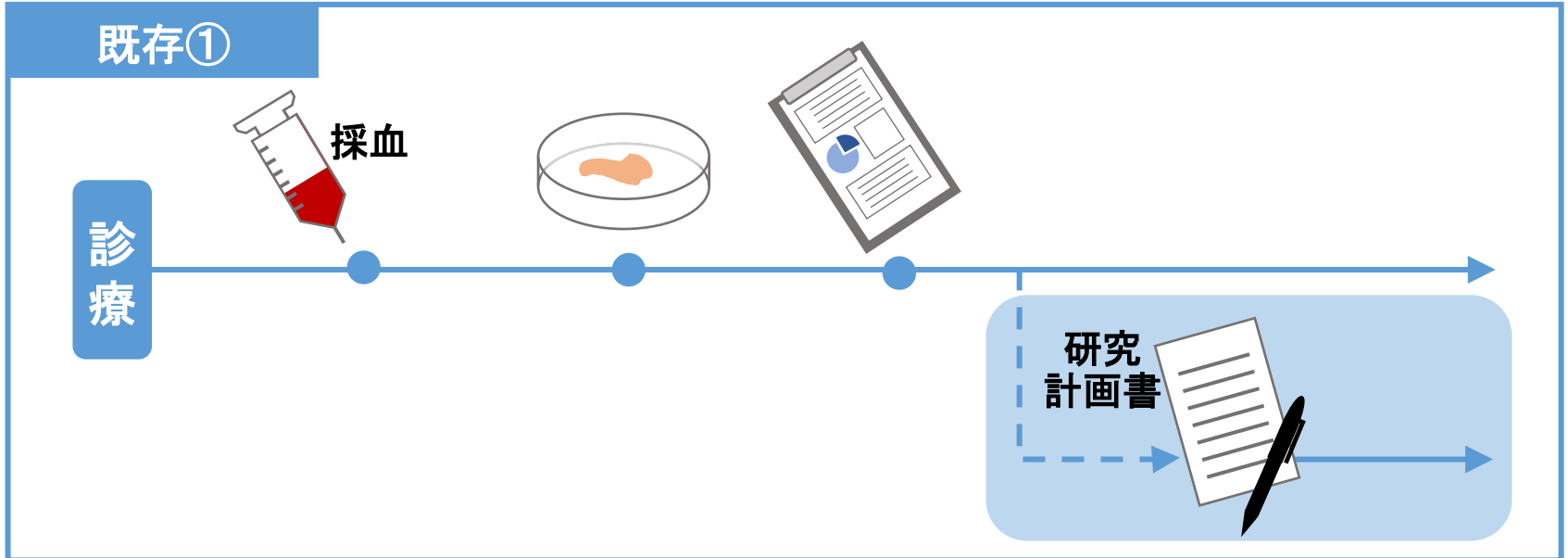
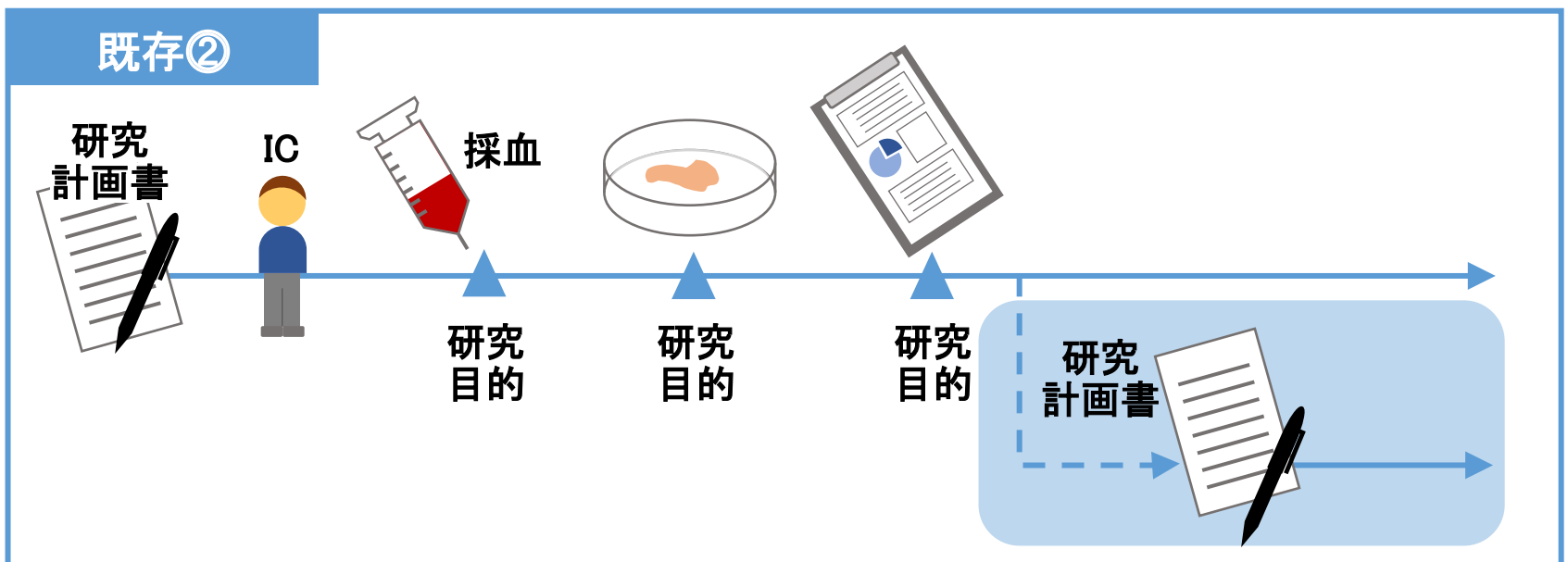


「既存試料・情報」とは、以下のいずれかに該当するものを指します。

①研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報



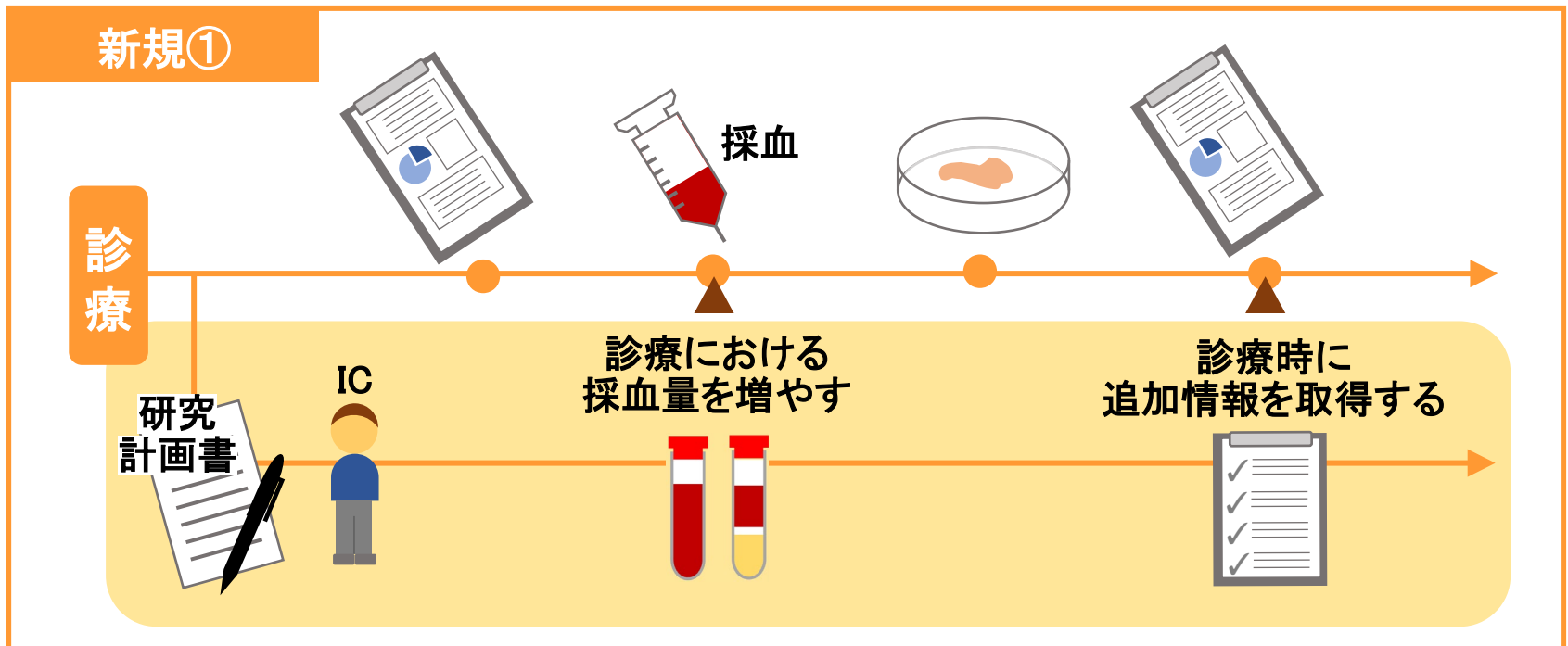
②研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの



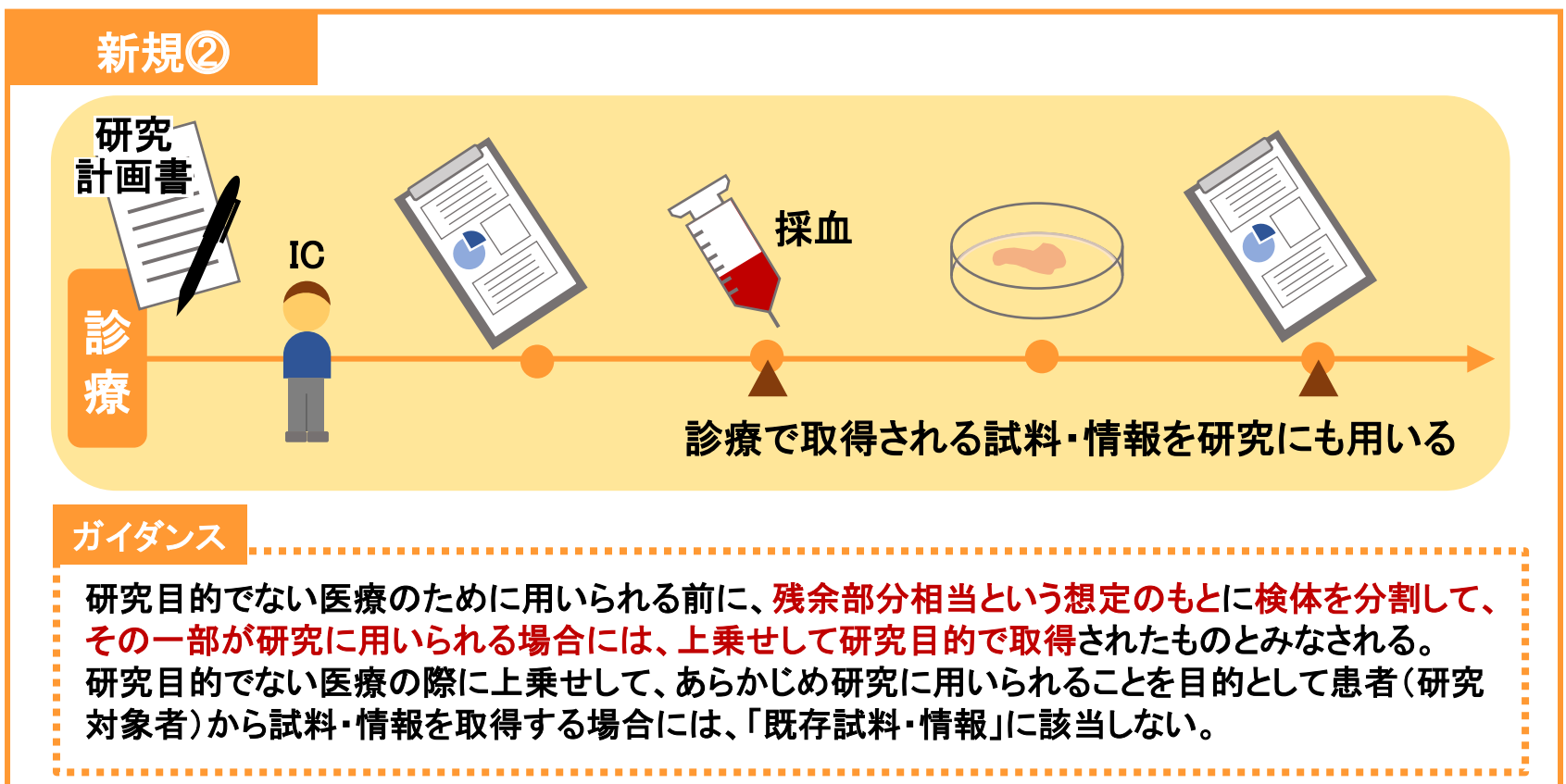
参考:八百野恭子. 倫理指針ガイドラインを遵守して臨床研究を進めるためのポイント. 臨床薬理. 2024 May;55(3):162-165.

「既存試料・情報」に該当しない試料・情報は、「新たに取得する試料・情報」に分類されます。以下にその具体例を挙げます。

①研究目的でない医療の際に上乗せして、研究に用いられることを目的として患者(研究対象者)から取得する試料・情報



②通常の診療において取得する試料・情報であって、取得する時点において、研究に用いることも目的として患者(研究対象者)から取得するもの



参考: 八百野恭子. 倫理指針ガイドラインを遵守して臨床研究を進めるためのポイント. 臨床薬理. 2024 May;55(3):162-165.